

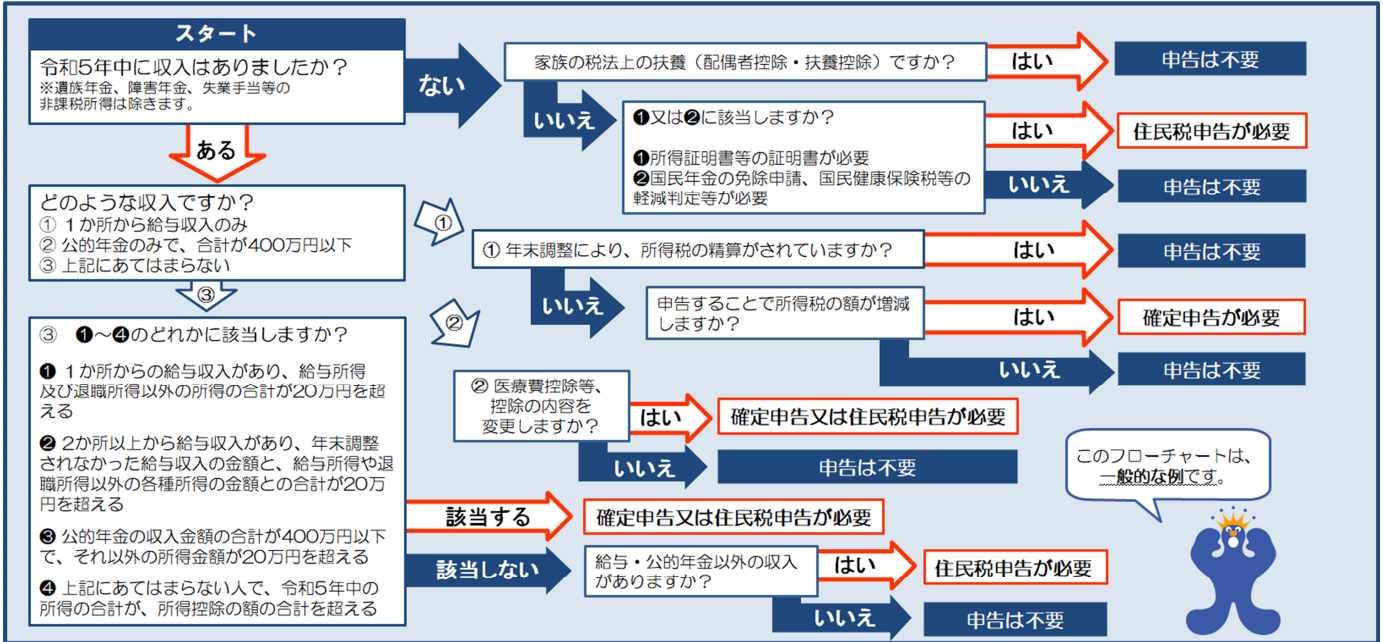
令和6年度 市民税・県民税申告書の手引き

この手引きをよくお読みいただき正しくご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

住民税申告が必要な方

対象者：令和6年1月1日現在、射水市に居住しており、下記の申告が必要に該当する方

申告が必要か確認してみましょう！



申告方法

ご記入いただいた申請書を下記住所に郵送もしくは本庁舎2階の課税課市民税係窓口までご提出ください。
申告会場での作成希望の方は、2月16日～3月15日に本庁舎3階の申告相談会場までお越しください。

提出期限は、**令和6年3月15日（金）**です。

申告に必要なもの

1) 郵送、持参の場合

- ・市民税・県民税申告書
- ・所得の資料（源泉徴収票原本、収入のわかるもの）
- ・収支内訳書（事業所得、農業所得のある方）
- ・所得控除の各種証明書原本
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かる書類と本人確認書類（扶養に追加したい方がいる場合は被扶養者の分も必要）
※郵送の場合は写し

2) 申告会場の場合

- ・所得の資料（源泉徴収票原本、収入のわかるもの）
- ・収支内訳書（事業所得、農業所得等のある方）
- ・所得控除の各種証明書原本
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かる書類と本人確認書類（扶養に追加したい方がいる場合は被扶養者の分も必要）

住民税申告書の作成がご自宅のパソコンでできる**住民税額試算システム**をご利用ください、画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されお手軽に申告書が作成できます。
※申告書のデータ送信はできませんので、印刷して郵送もしくはご持参ください。
アクセス方法⇒「射水市 住民税額試算システム」とネットで検索ください。



住民税額試算システム

問合せ先

住民税について：課税課市民税係

〒939-0294 射水市新開発410番地1（本庁舎2階）
TEL:0766-51-6618

※所得税、確定申告については
高岡税務署（0766-21-2501）
へお問い合わせください。

・はじめに住所、氏名等を記入

住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号等をご記入ください。
令和5年中に所得がなかった方は手順7へお進みください。

手順1 収入金額等、手順2 所得金額の記入

所得の種類	内容	裏面番号
事業所得	① 営業等 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、サービス業などの所得や、医師、弁護士、ピアノ講師、外交員、集金人、大工、漁業などの所得 【収入金額①-必要経費】 <収入内訳書添付> 【収入金額①-必要経費】 <収入内訳書添付>	別途支出内訳書がない場合 7
	② 農業 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育、酪農品の生産などの所得 【収入金額①-必要経費】 <収入内訳書添付>	
③ 不動産所得	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの賃付から生じる所得 【収入金額①-必要経費】 <収入内訳書添付>	—
④ 利子所得	国外にある銀行等に預けた預金等の利子などの所得 【収入金額①】 <利子の明細書等添付>	—
⑤ 配当所得	株式や出資の配当などの所得 【収入金額①-その元本取得に要した負債の利子】 <支払通知書添付>	8
⑥ 給与所得	給料、賞与、賞金(パートタイマーやアルバイトとして受けたものを含む)などの所得 【計算方法は下記表②を参照】 <源泉徴収票添付>	源泉徴収票がない場合 6
雑所得	⑦ 公的年金等 国民年金、厚生年金、共済年金などの所得(遺族年金などは非課税) 【計算方法は下記表②を参照】 <源泉徴収票添付>	—
	⑧ 業務 原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金、ネットオークションなどを利用した個人取引、食品品の配達などの副収入による所得 【収入金額①-必要経費】 <支払明細書等添付>	9
	⑨ その他 生命保険等の年金(個人年金)などの他の所得に当てはまらない所得 【収入金額①-必要経費】 <支払明細書添付>	—
⑩ 総合譲渡所得	機械や金地金等を譲渡したことによる所得 ・短期譲渡・保有期間5年以内(収入金額-取得費用等-特別控除額)⑩ ・長期譲渡・保有期間5年超(収入金額-取得費用等-特別控除額)⑩×0.5 【計算書添付】	10
⑪ 一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金等の所得 【(収入金額-経費-特別控除額50万円)⑪×0.5】 <支払明細書等添付>	—

表1 給与所得金額の求め方

給与収入金額	給与所得の金額
～550,999	0円
551,000～1,618,999	給与収入金額-550,000円
1,619,000～1,619,999	1,069,000円
1,620,000～1,621,999	1,070,000円
1,622,000～1,623,999	1,072,000円
1,624,000～1,627,999	1,074,000円
1,628,000～1,799,999	A×2.4+100,000円
1,800,000～3,599,999	A×2.8-80,000円
3,600,000～6,599,999	A×3.2-440,000円
6,600,000～8,499,999	給与収入額×0.9-1,100,000円
8,500,000～	給与収入額-1,950,000円

手順5 納税方法の記入
市民税・県民税が給与から天引き(特別徴収)されている方で、あてはまる方はいずれかを選択してください。

<所得金額調整控除>

- ① 給与収入金額が850万円を超え、次の条件のいずれかに該当する方は、給与所得金額から下記の額が控除されます。
 - ・23歳未満の扶養親族を有する場合(夫婦ともに給与収入金額が850万円超の場合は、該当する親族が1人だけであっても夫婦ともに調整控除の対象)
 - ・本人、同一生計配偶者、扶養親族のうち特別障がい者に該当する方がいる場合
【控除額】(給与収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10%
- ② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある方は、給与所得金額から下記の額が控除されます。
 - 【控除額】(給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円))-10万円

表2 雑所得(年金)の金額の求め方

65歳未満	公的年金等の収入金額合計(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999		B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
1,300,000～4,099,999		B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
4,100,000～7,699,999		B×0.85-685,000円	B×0.85-585,800円	B×0.85-485,000円
7,700,000～9,999,999		B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
10,000,000～		B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳以上	～3,299,999	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
	3,300,000～4,099,999	B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
	4,100,000～7,699,999	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	7,700,000～9,999,999	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	10,000,000～	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

申告書の書き方(表面)

令和6年度 市民税・県民税申告書

はじめに住所、氏名等を記入

収入金額等(給与所得等)の記入

所得金額の算出

雑所得の記入

所得控除の記入

合計所得金額の算出

基礎控除の適用

雑損控除の適用

医療費控除の適用

合計所得金額の算出

課税所得金額の算出

市民税・県民税の算出

支払戻金等の記入

申告書の提出

手順3 所得控除(所得から差し引かれる金額)

手順4 所得控除額の記入

種類	内容	控除額																																																
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険、介護保険料などの支払いがある場合 【証明書添付】	支払保険料の全額																																																
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払いがある場合 【証明書添付】	支払保険料の全額																																																
⑮ 生命保険料控除	生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払いがある場合 【証明書添付】	(A+B) + (C+D)+E ※限度額 7万円																																																
	<table border="1"> <tr> <th>旧制度</th> <th>支払った保険料</th> <th>一般生命分控除額(A)</th> <th>個人年金分控除額(C)</th> <th>介護医療分控除額</th> </tr> <tr> <td>～15,000</td> <td></td> <td>支払った保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000</td> <td></td> <td>支払った保険料×0.5+7,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000</td> <td></td> <td>支払った保険料×0.25+17,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70,001～</td> <td></td> <td>35,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>新制度</th> <th>支払った保険料</th> <th>一般生命分控除額(B)</th> <th>個人年金分控除額(D)</th> <th>介護医療分控除額(E)</th> </tr> <tr> <td>～12,000</td> <td></td> <td>支払った保険料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000</td> <td></td> <td>支払った保険料×0.5+6,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000</td> <td></td> <td>支払った保険料×0.25+14,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>56,001～</td> <td></td> <td>28,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎A+B+C+D+Eの限度額はそれぞれ28,000円です。旧制度(A+C)のみで控除額が28,000円を超える場合は、合意せず旧制度のみを控除額とします。</p>		旧制度	支払った保険料	一般生命分控除額(A)	個人年金分控除額(C)	介護医療分控除額	～15,000		支払った保険料			15,001～40,000		支払った保険料×0.5+7,500円			40,001～70,000		支払った保険料×0.25+17,500円			70,001～		35,000円			新制度	支払った保険料	一般生命分控除額(B)	個人年金分控除額(D)	介護医療分控除額(E)	～12,000		支払った保険料			12,001～32,000		支払った保険料×0.5+6,000円			32,001～56,000		支払った保険料×0.25+14,000円			56,001～		28,000円
旧制度	支払った保険料	一般生命分控除額(A)	個人年金分控除額(C)	介護医療分控除額																																														
～15,000		支払った保険料																																																
15,001～40,000		支払った保険料×0.5+7,500円																																																
40,001～70,000		支払った保険料×0.25+17,500円																																																
70,001～		35,000円																																																
新制度	支払った保険料	一般生命分控除額(B)	個人年金分控除額(D)	介護医療分控除額(E)																																														
～12,000		支払った保険料																																																
12,001～32,000		支払った保険料×0.5+6,000円																																																
32,001～56,000		支払った保険料×0.25+14,000円																																																
56,001～		28,000円																																																
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の支払いや旧長期損害保険料の支払いがある場合 <証明書添付>	A+B ※限度額 2.5万円																																																
	<table border="1"> <tr> <th>支払った地震保険料</th> <th>控除額 A</th> </tr> <tr> <td>～50,000</td> <td>支払った保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001～</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>支払った旧長期損害保険料</th> <th>控除額 B</th> </tr> <tr> <td>～5,000</td> <td>支払った保険料</td> </tr> <tr> <td>5,001～15,000</td> <td>支払った保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001～</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>◎一つの契約がA、Bいずれにも該当する場合は、どちらか一方のみ選択</p>		支払った地震保険料	控除額 A	～50,000	支払った保険料×0.5	50,001～	25,000円	支払った旧長期損害保険料	控除額 B	～5,000	支払った保険料	5,001～15,000	支払った保険料×0.5+2,500円	15,001～	10,000円																																		
支払った地震保険料	控除額 A																																																	
～50,000	支払った保険料×0.5																																																	
50,001～	25,000円																																																	
支払った旧長期損害保険料	控除額 B																																																	
～5,000	支払った保険料																																																	
5,001～15,000	支払った保険料×0.5+2,500円																																																	
15,001～	10,000円																																																	
⑰ ひとり親控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、ひとり親(婚姻歴の有無や性別にかかわらず)、寡婦に該当する場合	左記参照																																																
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">本人の性別</th> <th colspan="3">女性</th> <th colspan="3">男性</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">扶養親族</th> <th rowspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離婚</th> <th>未婚</th> <th>死別</th> <th>離婚</th> <th>未婚</th> </tr> <tr> <td>子</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>子以外</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td>26万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※事実上婚姻状態にあると認められる方は対象外となります。 (例:住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方)</p>		本人の性別		女性			男性			扶養親族	配偶関係	死別	離婚	未婚	死別	離婚	未婚	子	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	有	子以外	26万円	26万円	-	-	-	-	無		26万円	-	-	-	-	-									
本人の性別		女性			男性																																													
扶養親族	配偶関係	死別	離婚	未婚	死別	離婚	未婚																																											
		子	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円																																										
有	子以外	26万円	26万円	-	-	-	-																																											
無		26万円	-	-	-	-	-																																											
⑱ 勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得(不動産・配当・一時所得等)が10万円以下の方	26万円																																																
⑳ 障害者控除	本人又は同一生計配偶者や扶養親族が障がい者(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方)や知的障がい者と判定された方、65歳以上の方で障がい者に準ずるものとして認定を受けている方等	26万円																																																
	上記のうち、特別障害者に該当する場合(身体障害者手帳1級or2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aなど)特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族との同居を常としている方																																																	
㉑ 配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が下表にあはまる方	左記参照																																																
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超</th> </tr> <tr> <td>～480,000</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上の場合</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>		配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超	～480,000	33万円	22万円	11万円	70歳以上の場合	38万円	26万円	13万円																																	
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																																	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超																																															
～480,000	33万円	22万円	11万円																																															
70歳以上の場合	38万円	26万円	13万円																																															
㉒ 配偶者特別控除	480,001～1,050,000	33万円	22万円	11万円																																														
	1,050,001～1,000,000	31万円	21万円	11万円																																														
㉓ 基礎控除	合計所得額が下記に当てはまる方	左記参照																																																
	合計所得金額	控除額																																																
	～24,000,000	43万円																																																
	24,000,001～24,500,000	29万円																																																
	24,500,001～25,000,000	15万円																																																
	② 雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 <証明書添付> A:(差引損失額(損失の全額-保険等補てん金額))-(総所得金額等×10%) B:(差引損失額のうちの災害関連支出の金額)-5万円	Aより多い金額																																															
	③ 医療費控除	次の①または②に該当する場合(いずれか一方を選択) ①一定額以上の医療費の支払いがある場合 <明細書添付> (医療費の金額-保険等補てん金額)-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) ②1万2千円を超える額のスイッチOTC医薬品を購入した場合 <健康維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類(インフルエンザ)の予防接種の領収証、定期健康診断の結果通知表など)>、<セルフメディケーション税制の明細書添付>	Aより多い金額 ※購入額-12,000円 ※限度額 8.8万円																																															

手順6 該当箇所の記入

6 給与所得の内訳
 日給など給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。
 合計額を表面の【力給与】に記入してください。

10 総合譲渡一時所得
 イ・ロ・ハの金額を表面の該当する収入欄に、二の金額を表面の【⑩総合譲渡一時】に記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項
 表面に記載した扶養親族のうち、別居の方の内容を記載してください。
 ※扶養親族が国外居住者の場合、年齢が30～69歳までであれば、適用条件のいずれかに該当する必要があります。
 ①留学による非居住者
 ②障がい者
 ③申告者より前年38万円以上支払いを受けている

16 所得金額調整控除に関する事項
 書き方(表面)＜所得金額調整控除＞欄の①に該当する方がある場合は記入してください。

14 寄附金に関する事項
 地方自治体や富山県・射水市が条例で指定した団体等に対する寄附金がある場合、次のAの計算式により求められた金額が所得割額から税額控除されます。ふるさと納税制度の対象に指定されている地方公共団体の寄附金(特例控除対象)の場合のみA+Bの控除額となります。＜受領書等添付＞
 $A = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$
 $B = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率}(0 \sim 45\%)) \times 1.021$
 ※Aの寄附金額は、総所得金額の30%が限度です。また、Bの控除限度額は、所得割額の20%です。
 ※ふるさと納税についてワンストップ特例の申請をされている方は、申告書を提出された場合、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、控除を受けるすべての寄附内容を記入してください。

申告書の書き方(裏面)



7 事業・不動産所得に関する事項
 収支内訳書を別に作成していない場合は事前に記入してください。収入金額及び所得金額を表面に該当する欄に記入してください。

11 事業専従者控除
 事業専従者控除は、次のaとbの金額のいずれか少ない方の金額です。
 a: 50万円(配偶者の場合は86万円)
 b: (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1) = 控除額
 家内労働者等は、給与収入金額が55万円未満の場合で、55万円から給与収入金額を差し引いた残額が、その事業などの実経費よりも多い場合は、差し引いた残額を必要経費とすることができます。
 ※家内労働者とは、内職をしている人、生命保険や商品販売の外交員などとしている人をいいます。

13 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
 申告された上場株式等配当・株式等の譲渡により既に特別徴収されている住民税額分については算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。

手順7 所得がなかった方
 令和5年中に所得がなかった方は「令和5年中に所得のなかった方等の記入欄」を必ずご記入ください。

市・県民税の計算方法(総合課税分)

◎市・県民税の税額は、前年の所得をもとに計算した【均等割額】と【所得割額】の合計額です。 ※年税額には森林環境税額を含みます

収入金額	-	必要経費等	=	所得金額		
所得金額	-	所得控除額(から差し引かれる金額)	=	課税標準額(1,000円未満切捨て)		
課税標準額	×	税率10%(市民税6%、県民税4%)	-	税額控除	=	所得割額(100円未満切り捨て)
所得割額	+	均等割額 4,500円(市民税3,000円、県民税1,500円)	=	市・県民税額		
市・県民税額	+	森林環境税額1,000円	=	年税額		

※土地・建物・株式等の譲渡、配当(分離課税)等の分離課税所得については、総合課税分とは別に課税されます。

◎非課税基準 <合計所得金額:純損失、雑損失等の繰越控除前の総所得金額と特別控除前の申告分離課税の譲渡所得の金額の合計>

- 【均等割も所得割もかからない方(非課税)】.....寡婦・ひとり親、障がい者、未成年の方で合計所得が135万円以下の方、1月1日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 【均等割がかからない方(非課税)】.....扶養親族なし:合計所得金額≤38万円
 扶養親族あり:合計所得金額≤28万円×人数(本人+扶養人数)+26.8万円
- 【所得割がかからない方(均等割は課税されます)】.....扶養親族なし:総所得金額等≤45万円
 扶養親族あり:総所得金額等≤35万円×人数(本人+扶養人数)+42万円

◎調整控除

所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担額を調整するためのもので、所得割額から控除します。

※合計所得金額が2,500万円超の場合は適用外

【課税標準額が200万円以下の場合】
 IまたはIIのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)
 I:人的控除額の差の合計
 II:課税標準額

【課税標準額が200万円超の場合】
 (人的控除額の差の合計-(課税標準額-200万円))×5%
 ※計算の結果、2,500円未満になったときは、2,500円が調整控除

<人的控除の差額一覧表> ※下表は、調整控除算出等に用いる金額であり、所得税と住民税の所得控除額の実際の差額とは一致しない場合があります。

控除の種類	人的控除額の差	人的控除額の種類	本人の合計所得金額	人的控除額の差		
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般	900万円以下	5万円	
障害者控除	普通障害			1万円	900万円超950万円以下	4万円
	特別障害			10万円	950万円超1,000万円以下	2万円
	同居特別障害		22万円	老人	900万円以下	10万円
寡婦控除	1万円	900万円超950万円以下	6万円			
ひとり親控除	5万円	950万円超1,000万円以下	3万円			
勤労学生控除	1万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満		900万円以下	5万円
扶養控除	一般			5万円	900万円超950万円以下	4万円
	特定		18万円	950万円超1,000万円以下	2万円	
	老人		10万円	900万円以下	3万円	
	同居老親		13万円	50万円以上55万円未満	900万円超950万円以下	2万円
			950万円超1,000万円以下	1万円		